契約書

	(以下、甲という)とまんが屋(以下、乙という)とは、次のとおりまんが本、コミック本の
リース、	レンタル契約を締結する。
第1条	(基本契約)
	乙は、甲が指定する場所にリース、レンタル本を設置する。
	乙は、本物件の一定量を宅配便により3ヶ月に1回入替えを行なう。
第2条	(期間及び更新)
	契約期間は年月日から年月日までとする。
	ただし、契約期間が満了の3ヶ月前までに、甲または乙から書面による別段の意思表示がない場合、
	本契約は更に1年自動更新されるものとし、以後この例によるものとする。
第3条	(設置場所)
	乙は、甲が指定するにリース、レンタル本を設置する。
第4条	(リース、レンタル冊数と代金)
第5条	(支払い条件)
	当月分を末日で締切り、翌月末日までに支払う。
	リース、レンタル期間が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算によるものとする。
第6条	(物件の使用と保管及び、譲渡、転貸等の禁止)
	甲は第3条の場所で使用及び保管するものとし、乙の同意がない限り移動してはならない。
第7条	(契約と解約)
	甲及び乙は、契約日年月日から、2年間は解約できない。
	ただし、契約月数分のリース、レンタル代金を支払うことにより、即時解約することができる。
	1年間経過後の解約は、3ヶ月前に予告することにより、解約できる。
	なお乙が算出した、契約時の納品に伴う費用、解約に伴う費用は、甲が負担するものとする。
第8条	(損害賠償)
	設置本の紛失、破損、水濡れ等により、使用できなくなった場合は、最新巻の定価の半額を甲は乙に支払う。
第9条	(守秘義務)
	甲及び乙は、本契約中に知りえた秘密に属する事項を第三者に漏洩してはならない。
第10条	(協議)
	本契約に定めない事項については、法令その他商習慣に従うほか、甲乙協議して決定する。
以上、本	契約の成立を証するため本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各一通を保管する。
	年日
甲	乙 愛知県江南市宮田町泉 240
	コミック本リースのまんが屋
	佐橋 八千代